

令和 4 年度

定 期 監 査 結 果 報 告 書

湯前町監査委員

令和4年度定期監査結果報告書

1. 定期監査の概要

地方自治法第199条第1項に規定する財務に関する事務のうち「財産管理事務」及び「契約事務」の執行について、事務処理に例規等の違反の点はないか、不備不当な点はないか、並びに同条第7項に規定する財政的援助団体について補助目的に沿った使途に充てられているか等を主眼とし同条第4項に基づく定期監査を実施しました。

2. 定期監査の実施期日及び対象とした課等

実施期日	曜日	対 象 課 等
令和5年 1月17日	(火)	議会、会計室 税務町民課
18日	(水)	教育委員会(出先機関を含む)
24日	(火)	農業委員会、農林振興課 企画観光課
26日	(木)	総務課 保健福祉課
27日	(金)	建設水道課

3. 監査会場

湯前町役場第2会議室

4. 監査事項（内容）

主な監査事項は、次のとおりです。

- (1) 公有財産の取得・処分、管理、貸付けについて
- (2) 物品、備品等の管理状況について
- (3) 預託金、基金の管理運用について
- (4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について
- (5) 契約の執行状況について

5. 監査の結果

上記の日程により各課、各事業所に帳簿・書類及び補助団体の関係書類の提出又は提示を求めるとともに、上記監査会場において現物の確認を行いました。

この結果、全体としておおむね適正に処理されていると認められました。

ただし、一部に改善又は留意を要する事項が見受けられたので、以下のとおり指摘します。

なお、今回の監査結果に対しては、令和5年3月31日（金）までに、今後の対応等について、文書にて回答されるよう依頼します。

指摘事項等

(1) 公有財産の取得・処分、管理、貸し付けについて

- ・町営住宅の修繕において、入居者が修繕すべきものか、又は町が修繕すべきものの区分が曖昧であり、現状では混乱を招く恐れがある。入居に係る請書を交わす際に、住宅修繕における責任の所在を明確に区分分けされたい。

(2) 物品、備品等の管理状況について

- ・物品出納通知書の作成及び提出漏れが散見された。物品や備品等を取得若しくは処分した場合は、物品出納通知書の作成及び会計室への提出を徹底されたい。

(3) 預託金、基金の管理運用について

- ・財政調整基金が1億円の増加となっているが、この運用は20年国債にて行われている。これは利回りが1.1%と最近にないものである。その一方、当該国債の評価額は3か月で97%となっている。財政調整基金である以上、満期を待たずに取り崩されることが前提であるが、上記のような評価減の状態はこの先も続き今後元本割れとなることは十分予想される。その場合その評価減が年々稼得した運用益を上回ることも想定されるため、運用については十分注意されたい。
また国債での運用を行うのであれば、満期まで取り崩すことなく運用益を活用する新たな基金への振替も検討すべきと考える。

(4) 主な財政的援助団体への補助金の使途、出資金の運用について

①湯前町農業公社

- ・農業公社のR3年度の財務諸表を確認した。左記によると資本の部は16,526千円となっており、今仮に同社を解散した場合、本町が投下した資本9,000万は回収どころか7千数百万円の損失を被ることになることが判明した。そのような状況下、今期以降の事業計画を見ると補助金を受けてもなお3期連続の赤字の計画となっている。
雇用の創出や地域経済の活性化、次世代につながる特産品の開発等、採算を度外視して取り組む姿勢こそ地方公共団体の存在価値であるが、未来永劫この形が続くことは他の予算への浸食ともなり兼ねず、懸念を残す状況である。早急なる抜本的な改革が必要と考える。

②光ブロードバンド整備事業

- ・総事業費366,911千円のうち、本町支出分が160,000千円と最大負担者であるにもかかわらず、支出内容の「その他項目」111,720千円の内容が確認されていない。担当者によれば、国主導の事業であり本町負担分も国からの補助であるため、その内容については知らせてもらえないとの事であった。見積書によると設備維持管理費（国庫補助対象外）となっていたが、契約では今後本町の負担は発生しないとの事であった。
通常の維持管理に対する金額と考えられるが、ただ地震や風水害など突発的な事態が発生した場合も事後の負担がないのか、改めて確認する必要があると思われる。

(5) 契約の執行状況について

①契約決裁文書

- ・修繕や備品の購入において、見積徴取伺いの決裁を省略して、見積書の徴取が行われているものが見受けられた。順を追った適正な事務処理に努められたい。

②契約内容

- ・特定健診受診率向上対策事業に係る業務委託契約については、A I を用いたデータ分析等を行い、特定健診の受診率向上（受診勧奨はがきの発送等）に取り組む内容であり、国の目標 70% を目指すとされている。過去の成果を見ると、以下の表のとおりである。

年度	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
受診率	48.7%	49.8%	52.1%	55.5%	56.0%	52.1%	56.3%

上記のとおり例年改善されているものの、取組開始から 4 年を経過した現在、未だ目標値には届いていない。R 3 年度に 340 万円、今年度も 350 万円が支出されているが、費用対効果の部分も含め取組内容を再検討されたい。

③受注者提出書類

- ・業務委託契約において、受注者からの着手届及び完了届の提出がなされていないものが数件見受けられた。今後は、上記書類の徴取を徹底されたい。

（６）その他

①監査提出書類

- ・契約一覧表の提出において、その裏付けとなる契約書（請書）の写しの添付がなされていない課が見受けられた。来年度以降については、写しの添付を徹底されたい。また、備品台帳等についても、事前に提出書類として要求しているため、こちらからの催促がなくとも必ず提出されたい。

以上、報告します。